感染性廃棄物取扱マニュアル

〔会社名を入力してください〕

〔所在地を入力してください〕

〔電話番号を入力してください〕

来 歴 管 理 表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 版数 | 日 付 | 改定概要 | 承認 | 審議 | 立案 |
| １ | 2012.4.1 | 新規制定 |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

* **感染性廃棄物とは**

「感染性廃棄物」とは、「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」と定義されています。これらはその種類によって、感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物とに分類されます。

よって、医療関係機関等以外から発生した廃棄物は、感染性廃棄物ではありません。

* **感染性廃棄物の種類と廃棄物例**

|  |  |
| --- | --- |
| 廃棄物の種類 | 廃棄物の具体例 |
| 血液、血清、血漿及び体液、血液製剤 | 血液、血清、血漿、体液（腹水、精液、組織液など）、血液製剤 |
| 血液、体液の付着した鋭利な医療器具 | メス、注射針、縫合針、シャーレなど |
| 手術、解剖などによって発生する病理廃棄物 | 臓器など |
| 病原微生物に関連した試験、検査などに用いられたもの | 実験、検査等に使用した試験管、シャーレ、実験動物の死骸など |
| その他の血液、体液などが付着したもの | 手術、検査、処置等に使用した手袋、ガーゼ、包帯、排泄物で汚染されたオムツなど |

* **感染性廃棄物処理方法**
* 感染性廃棄物は、バイオハザードマークのついた容器もしくは袋にて廃棄する
* 感染性廃棄物は、鋭利な物、割れる恐れがある物、血液や体液で汚染した物など正しく分別する
* 運搬途中で内容物が飛散する恐れがある場合は、袋を二重にして使用する
* 感染性廃棄物で、鋭利なものは、非貫通性の容器に廃棄する
* 廃棄物の移し変えは行わない